

上下水道事業経営本部会議設置要綱

(設置)

第1条 水道事業及び公共下水道事業に関する重要事項を審議し、事業運営の方向性を定めることを目的として、上下水道事業経営本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 経営方針に関すること。
- (2) 経営改善に関すること。
- (3) その他諸課題の解決策に関すること。

(組織構成)

第3条 本部会議は、上下水道事業管理者を本部長とし、経営部長、技術部長、お客さまセンター長、経営部次長、技術部次長、猪名川流域下水道事務所長及び事務局で組織する。

- 2 本部長が特に必要と認めるときは、関係者から意見を聞くことができる。

(本部長及び代理)

第4条 本部長は、本部会議の事務を総理する。

- 2 経営部長及び技術部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。代理の順序は、経営部長、技術部長の順とする。

(会議)

第5条 本部会議は、原則として年度当初、予算編成前及び年度末に開催する。

- 2 本部長は、前項に定めるほか、必要に応じて本部会議を召集することができる。

(部会)

第6条 本部長が必要と認めるときは、本部会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部長が指名する委員及び関係者で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を本部会議に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 本部会議の事務局は、経営企画課において行う。

2 本部会議の事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 本部会議の事務局長は経営企画課長、事務局次長は総務課長の職にある者をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営等に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年11月4日から実施する。